

レクリエーション施設利用券をご利用になる組合員の方へ

レクリエーション施設利用券は、1年度内(4月1日～3月31日)の利用回数に制限がありますので、次のご利用方法をご確認の上、ご利用ください。

利用対象者

組合員および被扶養者(本組合にて組合員証等が発行されている方)に限る。

※現在、被扶養者の方であっても、75歳になり後期高齢者医療制度へ加入されると被扶養者ではなくなりますので、利用券は使用できなくなります。



利用限度回数

1施設につき1人1回が利用限度(レジャー施設等)

ただし、キャンプ場・映画館・日帰り温泉・ゴルフ・ボルダリング・鍼灸マッサージは、指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。

利用券の使用可能な施設については、「共済事業のあらまし」または共済組合ホームページ(最新情報)のレクリエーション施設一覧表にてご確認ください。